

## 盛岡大学短期大学部G P A運用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、盛岡大学短期大学部における、グレード・ポイント(以下「G P」という。)及びグレード・ポイント・アベレージ(以下「G P A」という。)の運用について必要な事項を定めるものである。

(成績評価及びG P)

第2条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目について5段階で評価し、当該評価に対し次のとおりG Pを付与する。

成績評価	S	A	B	C	D
G P	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00

(G P Aの計算方法と種類)

第3条 G P Aとは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係るG Pに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。ただし、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

2 G P Aは、学期ごとに算出するG P Aと在学中の各学期を通算して算出するG P Aとする。

3 次の各号に掲げる科目は、G P Aの算定に含めない。

- (1) 再入学における単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (3) 他の大学等で修得した単位認定科目
- (4) 履修登録訂正期間に取消の手続きをした科目

(G P Aの評価基準による修学指導)

第4条 算出されたG P Aは、編入学、学業不振、卒業判定等の修学指導に利用するものとし、適用基準は次のとおりとする。

- (1) 編入学希望者の推薦基準 G P A 2.5以上
- (2) 学業不振者への指導基準 G P A 1.5以下
- (3) 卒業判定の基準 G P A 1.0以上

2 前項第2号の学業不振者への修学指導については、学生部職員及び担任等教員が面談し指導を行う。

3 前項第3号の卒業判定の判定基準については、卒業に必要な授業科目の単位数を対象とする。

(G P Aの管理)

第5条 G P Aに係る管理は、短期大学部学生課において行う。

(改廃)

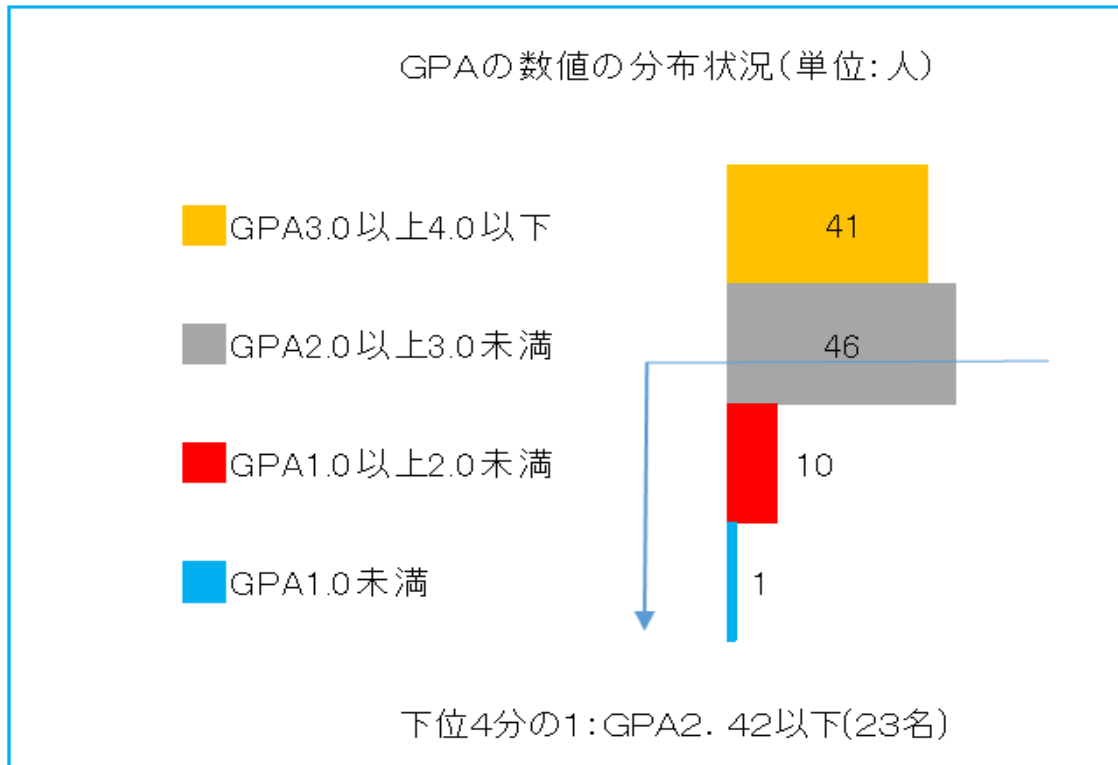
第6条 この内規の改廃は、教授会の義を経て学長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】  
3 添付資料「客観的な指標に基づく成績分布を示す資料」

幼児教育科 第1学年(対象者数98名)【前期】



幼児教育科 第1学年(対象者数96名)【後期】

